

平成16年度第1回

新宿区環境審議会

平成16年6月22日(火)

新宿区環境土木部環境保全課

平成16年度第1回新宿区環境審議会

平成16年6月22日(火)

本庁舎6階第4委員会室

1 議題(報告)

- (1) 新宿区環境基本計画の策定について
- (2) 環境学習情報センターの開設について
- (3) 「仮称：歩きタバコフォーラム」について
- (4) その他

2 配付資料

- 1 新宿区環境基本計画概要版
- 2 環境学習情報センターリーフレット
- 3 「仮称：歩きタバコフォーラム」の実施について

審議会委員

出席(13名)

会 長	丸 田 頼 一	委 員	古 沢 広 祐
委 員	近 藤 恵美子	委 員	芳 賀 恒 之
委 員	斎 藤 佳 子	委 員	増 田 幸 一
委 員	日 高 奈美子	委 員	甲斐野 豊
委 員	新 井 是 男	委 員	内 村 紳
委 員	小 川 行 雄	委 員	斉 藤 源 久
委 員	野 口 則 行		

欠席(3名)

副 会 長	立 花 直 美	委 員	安 田 八十五
委 員	崎 田 裕 子		

午後2時5分開会

開会

会長 では、定刻を過ぎましたので始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

ただいまから、平成16年度第1回新宿区環境審議会を開催させていただきます。

本日の欠席委員を、事務局の方で把握されていたらよろしくをお願いします。

環境保全課長 本日は崎田委員からご欠席の連絡をいただいております。それから、日高委員は30分ほど遅れるというご連絡をちょうだいしております。

現在、立花委員と安田委員がお見えでございませませんが、現時点で16名中12名ご出席いただき、定足数には達してございます。

会長 はい、ありがとうございました。

事務局説明

会長 では、議題に入らせていただきたいと思います。ご用意されました次第に書かれていますように、今までですと、かなり重たい議題を掲げておりましたが、皆さん方のご協力、ご支援によりまして、基本計画の策定だとか、いろいろ消化してまいりましたので、今日は珍しく報告ということで、以前と比べればかなり軽い議題になっております。

では、事務局からよろしく願いいたします。

環境保全課長 それでは、本日の会議の案件でございますが、委員長からお話ございましたように、昨年1年間、環境基本計画の審議に随分お時間と労力を費やしていただき、改めてお礼を申し上げます。

その基本計画の答申をいただいた後、策定いたしましたので、本日はそのご報告をさせていただきます。そのほか、その基本計画にも載っている事業で、15年度に条例を制定し、16年度、今年度から事業を開始した環境学習情報センターの開設について、経過等も含めご報告いたします。

3番目に、16年度に取り組む新規事業を代表しまして、「仮称：歩きタバコフォーラム」という事業をスタートさせますので、こちらの概略をご説明させていただきます。こういう段取

りで進めさせていただき所存でございます。

会長 はい、ありがとうございました。

では、事務局から1つずつご説明いただいて、討議させていただきたいと思います。

新宿区環境基本計画の策定について

会長 どうぞ、お座りになってご説明のほどお願いいたします。

環境保全課長 では、かけたままご説明いたします。

新宿区環境基本計画の方は、もう既に製本されたものを委員のお手元にお届けしてございますが、きょうは概要版の方もお手元に差し上げて、この概要版でざっとご説明をいたします。

概要版はリーフレットになってございますので、開いていただいて、もう一度左右に開いていただければA3を2枚横に合わせたサイズになっております。

最初に1回開いたところに、「計画の意義と目的」「計画の特徴」「計画の範囲」「計画の期間」、右手の方には「実施主体の基本的な役割」を載せました。このあたりは、この審議会ですと議論してきましたとおりでございますので省略いたします。

もう一度開いていただいて、リーフレットの構成をご説明しますと、審議会ですと答申をちょうだいしましたとおり、新宿区の環境ビジョンといたしまして「みんなで作る快適なまち」、こちらを掲げて左上に載せております。答申では、この「みんなで作る快適なまち」というビジョンをちょうだいしましたが、策定する際に、その最後に「環境都市新宿」というフレーズを続けて最終的なビジョンとしたところでございます。

その下に基本目標を4つ載せてございます。こちらも答申でちょうだいいたしましたとおりの4つで、順番もそのとおりでございます。基本目標1「ともに環境を改善する」から、基本目標4「環境負荷を減らし、地球温暖化を防ぐ」まででございます。その後、「ともに環境を改善する」から、以下の4つの基本目標ごとに合計10の個別目標を掲げ、個別施策を載せてございます。最終的に、個別施策は53の事業を載せております。10月の審議会からの答申では55本の事業をご提案いただいたところでございますが、答申でちょうだいしましたときとこの部分が変わってございます。その後、私どもの中で事務的な詰めを続けてまいりましたところ、55件のうちの2件が、どうしても個別の事業として検討していくと、なかなか具体的な目標の設定が難しいとか、ほかの施策と共通する部分が大きくて重複してしまう感じになってきましたので、最終的には53項目になっております。

外した項目をご紹介しますと、以前は個別目標の2「パートナーシップにより環境を改善する」、こちらの方に「ボランティア・NPO等との協働の推進」という個別施策を掲げておりましたが、この「ボランティア・NPO等との協働の推進」については、すべての事業等に通じる、全体を貫くトーンとして考えて、個別にこれ1本だけで環境施策というふうには組み立てにくかったので、これを外してございます。

それから、もう一つは、個別目標のうち「まちをきれいにし、安全なまちにする」、こちらは基本目標の「みどり豊かで、安全・快適なまちをつくる」の中の2番目の個別目標でございますが、その中の施策として「犯罪・災害等の対策との連携」というご提案を1本ちょうだいしてございましたが、この「犯罪・災害等の対策との連携」で1つ環境施策を立てにくかったということもあり、こちらに関連の施策の中にそこに込められたエッセンスを分散していくことで、ここでは1本立てませんでした。ただ、ここでご提言をいただいた犯罪対策や防災対策との連携は、実際に今年度、先週1週間、歌舞伎町クリーン作戦というものを実施し、そういう対策に実際に既にこういう考え方が採用されておりますので、提言をいただいたとおりにいるんな施策との連携は進めてございます。

こういうところは全体を貫く区の基本方針でもございますので、個別施策からは外して、合計で53本になったところでございます。

最後に、このリーフレットを閉じていただきますと、一番裏側に「区民とともに考え、見直すしくみ」というチャートを載せております。Plan、Do、Check、Actionというサイクルで、環境基本計画をつくりっぱなしにはしないで、この計画に盛り込んだ事業や目的がそのとおりに動いているかどうか、それをみんなで点検する仕組みもつくりました。Checkの中に書いてございますが「区は、計画の進捗状況をまとめ、内容を点検評価するとともに、区報や環境白書等により公表し、区民・事業者等の意見を求めます。」こういう書き方で、環境白書ということ新たにここで述べております。

環境白書の編集そのものが環境基本計画に盛り込んだ事業の一つでもございますが、早速、今年度からこの環境基本計画の個別的施策を検証する年次レポートとして環境白書の編集に入っていきますので、この次、秋ごろにこの審議会に改めてお集まりいただいた際には、こういう環境白書についての私どもの考えをご説明し、ご意見をちょうだいしたいと考えております。

そのようにして、せっかく提言をいただき、つくりました環境基本計画なので、なるべく行動計画として意義のあるものにしていきたいと考えてございます。

雑駁ですが、報告といたします。

会長 はい、ありがとうございました。

ただいまのご報告に関しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

古沢委員 環境白書は毎年出されるんですか。

環境保全課長 環境白書は毎年発行する考えであります。

会長 ほかにございましたらお願いします。

古沢委員 今のところと関連なんですけれども、東京都が出してますものがあるんですけども、それとの連携とか、対応関係とか、何かその辺は考えられているのでしょうか。

環境保全課長 東京都の環境基本計画はなかなかスケールの大きなもので、東京都全域にわたる自然環境の保全計画や、東京都全体のエネルギー削減計画、大変実効ある地球温暖化対策を載せてダイナミックな動きをしておりますけれど、私どもはそこまで都と一緒に動きをするという考えではなく、今回つくった基本計画に盛り込んだ、例えばまちの美化対策、それから緑化の進行ぐあい、そういうものをベースにこの計画に載せた事業の進捗を中心に考えておりますが、新たなトピックス等がございましたら集中的にその白書で取り上げて、多くの方のご意見をいただくという考えも持っております。

会長 ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

皆さん方にいろいろ策定に参画していただいた基本計画、その内容ではなくて、今日は概要版の説明と、若干、進捗というお話でしたので、あまり疑問あるいは問題はないと思います。

環境学習情報センターの開設について

会長 次に移らせていただきまして、環境学習情報センターの開設についてよろしくお願いたします。

環境保全課長 お手元に環境学習情報センターのオープンを記念して作成いたしましたリーフレットをお届けしてございます。それに添えて、環境学習情報センター2004自主事業スケジュール案というものを出してございます。

リーフレットの方のご説明から入ろうと思いますが、この環境学習情報センターは、昨年15年12月に新宿区立環境学習情報センター条例という条例案を議会にご提案し、全会派の賛成をちょうだいして、この4月から開設した施設でございます。オープンが6月5日となっております。

ますのは、4月に条例上は設置しましたが、この6月5日までに実際の開設に向けてさまざまな準備をし、6月5日、これは環境の日でもあり、新宿区が環境都市宣言をしてちょうど10年目という記念の日でございましたので、この日にオープンさせたという次第でございます。

開いていただきますと、最初のごあいさつに次いで、施設の概要、利用申請、利用料金、利用にあたってのご注意、こういう順番になってございます。施設の概要ですが、リーフレットの裏表紙の方に所在地等は書いてございます。西新宿2丁目の新宿中央公園の敷地内でございます。従来は区民ギャラリーという区民の生涯学習の発表の場でございました。そこが2階建てでしたので、2階部分をそっくり環境学習情報センターとし、1階は従来どおり区民ギャラリーとしたものでございます。

もう一度施設の概要の部分に戻っていただくと、環境学習情報センターは展示室、研修室、情報コーナーという3つの施設で構成しております。このほかに事務室がございます。展示室はさまざまなパネル展示や技術展示に使っていただければよいと考えております。研修室の方は、研究発表会や学習会、研修会の場としてご利用になれる、一般の会議でも使える、そういう部屋でございます。

情報コーナーは、占用しての貸し出しは考えてございません。日ごろから環境関連図書の閲覧や、インターネットによる環境学習関連情報の収集に使っていただくように、いつでも利用していただけるスペースとして用意しております。真ん中の施設の利用申請についてでございますが、こちらは団体登録ということもございますが、登録団体は半年前の10日から、その他の団体は、企業でも何でも5カ月前の10日から、空きがあれば研修室、あるいは展示室を占用して利用できる、その申請手続に書いたところでございます。

右の方は利用料金で、展示室や研修室の料金が載っております。

このリーフレットは、このようにこのセンターを使っていることをやっていただくための利用のご案内でございます。

もう1枚のA4のペーパーは、右上の方に人のお名前も書いてございますが、自主事業のスケジュールです。この施設、新宿区では初めて指定管理者制度と言いまして、直営ではなくて会社法人やNPO等の法人に施設の運営の代行を全部お願いするという制度を使っております。4月1日から、ここの管理は、NPO法人新宿環境活動ネットという団体が運営しております。そちらの団体に、運営団体を募集するときからのお願いでございましたが、施設の貸し出しや管理だけではなく、施設で自主事業を展開してもらいたいというお話を申し上げ、各団体から

ご提案をいただいて、一番優秀だった新宿環境活動ネットの提案が通っているわけでございます。おおむねその提案どおりに、2004年度、ここで指定管理者という運営の代行者が自主的に行う事業をスケジュールとして、現在、粗々のところが出ているものを今日、参考にお届けしております。

年度の早い方はもう日付の方も入っておりますが、後半の方は予定で、粗々のところしか入っておりません。6月5日、6日はオープン記念事業として、さまざまな事業やパートナーシップ会議、その他の展示やいろんな活動がありました。今月の中旬から環境学習・環境活動指導者養成講座の専門編がスタートしております。来月に入ってから、エコライフ実践講座という講座がスタートし、同時に企業セミナーというような講座もスタートします。来月後半、夏休みに入るころからは、環境学習・環境活動の指導者養成講座の教員編、学校の先生をターゲットにした講座を考えております。その他、このようなスケジュールで、子供体験学習ですとか、エコライフ実践講座、こういうものを年間を通じて展開していく、そういう表になってございます。

今後とも、いろんな機会に委員の方々も使っていただき、あるいは遊びにきていただきたいと考えておりますので、ご紹介をかねて報告いたします。

会長 はい、わかりました。では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

古沢委員 運営主体がNPO法人の新宿環境活動ネットということで、ほかにも板橋区やいろんなところで似たようなことをやっていますけども、どういう特徴があって、どのような組織で、内容的にはどんな運営をするのか、分かっている範囲で教えていただければ。

環境保全課長 この指定管理者のNPO法人新宿環境活動ネットでございますが、NPO法人になったのは今年の夏ごろと聞いております。その前は新宿環境情報ネットワークという緩やかなネットワークで、環境活動をするボランティア、区民のボランティア、それから企業の方々、それから行政の各環境関連セクションとを横につないで、いろんな情報交換会、あるいは学校をフィールドとした「まちの先生見本市」という大きな環境学習の見本市とありますが、展示会、そういうものを毎年実行されてきたグループです。そちらがNPO法人となって、主に環境学習に重点を置いた活動を続けていくという趣旨の団体です。代表は本日ご欠席でいらっしゃいますが、当環境審議会の崎田委員が代表をお務めでいらっしゃいます。

概要としてはそのあたりのところ です。

会長 ほかにございますか。どうぞ、芳賀委員。

芳賀委員 オープニングのときに私も拝見いたしました。多くの人たちや区民が参加してありました。そのときの感想をちょっと申し上げたいんです。

ここは、学習と情報というような大きな目標を持っておられるようで、そういう各種団体が集まる場でもあると、いろいろと目的があるようですが、私を感じたことを申し上げますと、学習の場という位置づけをこれから時間をかけてじっくりと充実させていったらいいんじゃないかなという感じがいたしました。

私どもも基本計画を議論した中で、こういった環境問題というのは子供たちの教育だとか、そういったことに非常に大切なことだという認識を持っておりまして、議論の中では、それぞれ学校に太陽発電だとか、あるいは風力発電だとか、そういうものを全部に配置したいもんだという議論もあったんです。たかだか1年ぐらい前の話でしたけども、風力発電、あんなもの1個つくるのに1億もかかるんだ、そんなことできるわけじゃないみたいなことで、そんな話はこういう計画に盛るとこまではいかなかったわけですけども、その風力発電一つとっても、どんどん技術が進んで、100万円どころか数十万円で、もうあちこちに出ているという時代を迎えております。ですから、分相応といいますか、どういう規模のものを置くというところまで私は申しませんが、そういうものを全部の学校に行き渡る前に、せめてその環境学習の場にそういうものをつくって、そして、そういう学童の教育の場に役立てたらいいなという感想を持ちました。

以上です。

会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

内村委員 私、先日ご案内いただいたんですが、ちょっと所用でいけなかったものですから、私どもの会社から1人担当者を行かせていただきましてありがとうございました。これから環境活動を行うに当たって、非常にいい拠点ができたのかなというふうに思います。ただ、ちょっと欠席して申しわけないんですが、1点お教えいただきたいんですけど、我々事業者にとって、この環境問題、さまざまな情報だとか、取り組みだとか、そういうことになかなか接するチャンスというものが非常に少ない企業も多うございまして、そういう意味からも、スケジュール案の中でも、言葉でちょっと恐縮ですが、とても面白そうなといいますか、興味が引かれる部分があるんです。この一般の事業者に対するアプローチの仕方とか、逆に事業者の方がどういう形でこちらの方にアプローチしたらいいのか、欠席しておりましたので恐縮でございますが、その辺ちょっとお教えいただければと思うんです。

会長 じゃ、事務局から。

環境保全課長 事業者の方々へのPR、おっしゃるとおりまだまだ不足してございます。ただ、私どもも区内の広報等で、ちょうどこの日、6月5日号も新宿区広報の一面を全部使って環境学習情報センターのオープンをアピールしておりますので、新宿区のISOに取り組んだ事業者の集まりでありますエコ事業者連絡会等々も使いながら、どんどん事業者へのPRをしていこうと考えております。例えば、百貨店さんの組合に対しては、これまでちょっとご案内は出しておりませんでした、これからはやっていこうと考えております。

会長 指定管理者制度ということで、先ほど課長からご説明がありましたけど、タイミングとして全国に先駆けてという感じですね。今、全国の動きだと、この指定管理者制度というのが動くから役所としてどういうふうに対応したらいいのか、自治体の外郭とか、そういうようなところが今までは管理しているケースが多いんですけど、それがもっとオープンになると、どういうふうに対応していったらいいのかというので勉強会を開いているケースが全国的にあるんです。それをいち早く公設民営という形で新宿が門戸を開いてやられたというのは、すごく面白いというか、よかったと思います。今後、そういった意味でNPO法人の動きというのが全国的にも注目されるかもしれませんね。一生懸命やっていただくということですね。

それで、ここに掲げていますスケジュール案という中、これは質問してもお分かりにならないでしょう。

環境保全課長 分からないこともあるかもしれません。

会長 教員編というのは、さっきご説明があった7月21日とか22でいろいろな養成講座がありますね。この集まり具合というのはお分かりになりますか。

環境保全課長 養成講座教員編の学校へのPRの実績や、集まり具合については、まだちょっと聞いてございません。近くなったらまた伺うつもりでおります。

会長 今ちょうど文科省と環境省と組みまして、それからあとどうしても仲間に入れてくれということで、国交省とか、林野庁とか、農水とか、経済産業省とか、みんながスクラムを組んで環境教育法の基本計画づくりというのをやっている懇談会があるんです。それで、私はたまたまそこに入っております、小池環境大臣も熱心で、その時間中ずっと聞いているというぐらいに熱心なんです。皆さんがそういった意味で注目しているわけですが、その議論の中で一番問題になってますのが、教育委員会系統と、それからここで言えば、区長部局との風通しがよくないという意見が半分ぐらいの皆さん方から出ているんです。学校は学校で、区長部局と

いうか、環境課ですね、その連携がうまくいっていない。それを何とかしろというのが両方から出てくるんです。それからまた、委員からも出てきているんです。基本計画の方でそこら辺を打破するのでどういうふうにしたらいいのかとか、工夫しろとか、そういう話が出てくると思いますけれども。

斎藤（佳）委員 今の話にもちょっと関連するかと思うんですけども、風通しという意味で、指定管理者制度というのがどの程度の認知というか、選ばれ方というか、そういったことに関してはどうなんでしょうか。ちょっと興味があるんです。

会長 2年ですよ。

環境保全課長 はい。

斎藤（佳）委員 期間というのは限定ですか。

環境保全課長 指定管理制度は昨年9月からスタートした制度だったので、私どもの条例案が11月にでき、新宿区でも今のところこの施設だけです。さまざまなことを考えますと、今回はこの指定期間は2年間です。今後もすべての施設が2年間というわけではなく、もう少し長くなるかもしれません。このセンターへの応募団体は13団体でございました。13団体のうち、NPOが2団体、そのほかは企業や財団法人等で、そのご提案内容を吟味して一番優れていたのが新宿環境活動ネットでございました。

斎藤（佳）委員 ありがとうございます。

会長 よろしいですか。

それで、環境学習情報センターというか、私、さっき途中で終わっちゃったんですけど、こういうところが中心になって、風通しをよくするように両方に働きかける。それから教育委員会系統も 今日のご欠席ですけど、いつもはそこにいらっしゃいますね、そういう部局と区長部局と、両方のインフォメーションをとったり、あるいは意見を聞きながらこういうプログラム、スケジュールを組むというか、これは必須条件になっているんですね。それによって、随分活発に、先ほどご説明があった環境基本計画をどうやって実行させていくのか、そこに関わってくると思うんです。

はい、どうぞ。

近藤委員 指定期間は2年とおっしゃったんですけど、そしたら2年ごとに公募をするんですか。どうやって2年から先のことは決めるんでしょうか。

環境保全課長 今回の環境学習情報センターの指定管理者は、新宿環境活動ネットに2年間の

指定期間をお願いしておりますが、この次も何年かのスパンを切って改めて公募をかける考えでございます。現在のところはそういう考えであります。この次が2年になるかどうかはわかりません。

会長 これは議会の同意が必要なんでしょう。ですから、多分、決められたものは議会でご説明になられて、議決を経てきているということです。それが更新されるということになりますかね。

ほかにございますか。

この情報センターの中に、2階ですか、平面図というのがあって、情報コーナーというのがあります。この間見せてもらいましたけど、まだ要求する方がおかしいんですけど、これからいろんなものを収集しなきゃいけないんです。予算的にはこういったものはどうなっているんですか。今は寂しい限りなんですけど。

環境保全課長 環境関連の書籍や雑誌を調える多少の予算は用意しておりますが、実は、私も、ここでは本屋に行って買えない資料、インターネットを閲覧しても全部は読めないような資料、企業の環境レポートや、刊行書を初めとした環境白書的なもの、そういうものを充実させたいと思っておりますので、いろんな企業に環境レポート、環境報告をくださいとお願いをして歩いております。そういうものを充実させたいと思っております。

近藤委員 そうすると、ここに収納されるものは新宿区関係だけですか。関連してよその地域のも入れるんですか。

環境保全課長 行政関係資料は余り遠くからの資料というのは期待できないのですけれど、企業さんは、全国規模で展開されている企業が新宿区内に多いので、かなり広範囲な活動が反映される内容になるだろうと思っております。他府県にまでお願いをして、くださいということはちょっと難しいんです。

会長 東京電力さんほか、管理報告書、随分もう既にそろってありましたよね。

環境保全課長 はい、たくさんございます。

会長 よろしいですか。

今後ともよろしく願いいいたします。

「仮称：歩きタバコフォーラム」について

会長 では、3番目に移らせていただきまして、「仮称：歩きタバコフォーラム」について、

事務局からご説明お願いいたします。

環境保全課長 本日、最後の報告案件は、「仮称：歩きタバコフォーラム」の実施についてでございます。お手元に2種類のペーパーをご用意しておりますが、白黒の裏表が資料でございまして、黄色い方は参加の呼びかけのチラシでございます。白の方でご説明しますと、開催趣旨といたしましては、さまざまに議論される歩きタバコ問題、新宿区の方も条例で歩きタバコはやめてくださいとお願いをしております。その上で、歩きタバコ撲滅キャンペーンを定期的に行っておりますが、繁華街ではなかなかなくなりません。本年の1月には、新宿区区民の声委員会から「路上喫煙・たばこのポイ捨て対策について」という報告書を提出いただいております。報告書には、路上喫煙やたばこのポイ捨ての全域での禁止や、具体的施策の展開等が提言として盛り込まれております。

そこで、さらに多くの方のご意見もちょうだいして、企業の方々、大学の先生方や学生さんたちの声、そういうところも広くいただいて、歩きタバコの防止についての自由な意見交換を経て、歩きタバコ問題の議論の決定版をこのあたりでもう出したい。その上で、そこで議論された内容をこれからの施策に反映させたいと考えております。

2番目に、会議のねらいを書いておりますが、アイデアを集めて具体的な実践行動へ発展させるように、そういう議論と提案をやっていただきたいと考えております。情報を発信し、PRすると書いておりますが、この会議は何回か続けたく、この会議自体を一つのキャンペーンと位置づけてマスコミにもPRをし、歩きタバコについては、こんなにいろんな人が困っているんだよという情報発信にしたいと考えております。実施期間と回数ですが、第1回を今月29日の夕方開催します。それから、おおむね月1回のペースで12月まで6回か7回できればいいなと思っております。このペーパーの裏面ですが、想定される主要テーマとして、基本的には毎回テーマ設定をしてやっていきたいと思っております。最初に「歩きタバコをどう思う？」という総論と導入の部分を議論していきたいと考えております。

2番目に「誰が迷惑？ どうして迷惑？」と書いておりますのは、括弧しておりますが、こういう分煙をすれば歩きタバコは減るのか、についてです。

3番目は「ルールかマナーか」。制裁措置を導入した自治体もございまして、制裁措置をするにも経費もかかり、要員もかかり、地域特性や公平な適用ということを考えれば、どういうルールであればいいのかというようなことを集中的に議論していただきたいと考えております。

注意をする、指導をすればどうやるか。また、みんなで参加してできることで具体的

な啓発活動はないのか。それから、さらに役割分担と施策の関係についても、誰が何をどうやっていくか、これでいいのかというところを十分に議論していただきたい。ある程度、継続した会議を通じて宣言というようなものまでこぎつけられたらと思っております。

会議の進行方法は先ほど申しましたように、1回ごとにテーマを設定し、毎回そのテーマに対して、どなたか基調講演といいますか、導入発言といいますか、そういうものを最初にやってみて、それに対するいろんな意見をちょうだいして自由討議をやりたいと思っております。

進行管理については、会議にお集まりいただいた方々から座長と副座長を選ばせていただき、手を挙げていただいた上でやっていきたいと思っております。

参加の呼びかけですが、いろんな提言をいただいた区民の声委員会のメンバーや、区政モニター、まちづくりの会のメンバー、それから新宿環境活動ネットやエコ事業者連絡会、日本たばこ株式会社も毎回参加すると言っております。それから、区内の一大観光所であります東京都庁の方も参加してくれると総務局の方で言っております。それから、区内のさまざまな大規模事業所、委員の方々のいらっしゃる会社の方からもぜひお越しいただきたいと考えております。新都心開発協議会や、早稲田大学の法学部、さまざまな美術系の大学や学校、たばこ商組合。それから、ポイ捨て禁止条例に基づいて設置しております美化対策等の連絡会、道路管理者、鉄道管理者。7月以降に新しく発足するエコライフ推進員等の方々に呼びかけていきます。

最後に連絡先として、うちの電話番号等を書いております。

こんなことで、一つの社会実験として新宿区歩きタバコフォーラムを何回かやっていって、来年度以降の対策も含めて歩きタバコ対策を固めたいと考えております。

雑駁ですが、以上でご報告といたします。

会長 はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

斉藤（源）委員 私は新宿文京たばこ小売商組合の理事をやっておりますが、新宿区には約60億というたばこ消費税が入ってくるわけですけども、我々の組合員の中から入ってくるだけじゃなくて、一番多いのはやっぱり駅売りの分なんです。ですから、やっぱりキヨスクさんとか、その辺のご協力をいただかないと。相当売れているのは駅でございまして、また、それが歩きタバコに通じる部分がありますので、その辺の参加をお願いした方がいいんじゃないかと思っております。

それからもう一つは、やはり今たばこというのは、たばこ屋さんではこういうようなことで

余り売れなくなってきたりまして、今までは週1回配送だったのが、2週間に1回の配送に変わってきているんです。それだけ売れていないんです。ところが、コンビニエンスストアは今週2回の配送に変わってよく売れているんです。また、コンビニというのは組合に全然入っていませんので、コンビニのそういうことをやっている担当者を入れないと。実際によく売れているところ、今私が申し上げたコンビニと駅のキヨスク、この辺が入っていないとあまり意味がないんじゃないかと思っています。

環境保全課長 今、お伺いしましたように、鉄道事業者の売店は非常に重要なキーポイントでもあります。歩きタバコの問題についても大事なキーポイントを握っているところなので、ぜひ声をかけたいと思っております。コンビニの方も協議会があると聞いておりますので、必ず声をかけていこうと考えております。

会長 ぜひ、お願いいたします。

じゃ、ほかに。どうぞ。

芳賀委員 フォーラムですけど、参加の呼びかけ対象を一通り拝見すると、そこそこの皆さんが集まったら大変なフォーラムになるように思うんです。私は非常に大事なことは、この法律の問題については、私たちが議論した環境基本計画の中にも、重点施策としてポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進というテーマとして挙げているわけです。先ほど杉原課長からのご説明にもあったように、区民の声委員会から報告書も出ておりますし、私が所属していた区政モニターからもそういったことについての報告も出ておまして、見方によれば議論はある意味では随分尽くされていて、それにまた議論するんですかというふうにとられかねない。そうじゃなくて、要は実施策というか、実行案といいますか、新宿区はどのようなふうにするのかというようなことを色濃く出さないと、また議論するののかというようなことになりかねないということを率直に危惧するものですから、その感想をちょっと一言申し上げました。

会長 ほかにございましたら。

新井委員 余り実効的な意見にならないとは思いますが、この中で来街者とありますね。要するに新宿のまちに来られた方。私も歩きながらどちらかという歩きタバコはやめてもらいたいと考える口ですので見ているんですけど、朝夕タバコをすっておられる方は、大体、ごみ箱といいますが、そこにちゃんと捨てます。夕方から夜にかけて歩きタバコをしている人が捨てることが多いのかなという印象を私は持っておりまして、来街者が多いんじゃないかと思うんです。これは極めて印象的です。観念的な意見です。

したがって、そういう人たちに対して、いかに歩きタバコを減らしていただくような実効的な方策がとれるかというところが一番中心的な議論になるといいなと思うんです。来街者という方をどういうふうにして参加をしていただくのか。それから、どういうふうに議論をしていただくのか。そういうところがポイントになるかと思っております。

環境保全課長 実は、新宿区長にあてた手紙やメールで、歩きタバコをやめさせてほしいという声をお寄せになる方は、現在はほとんど通勤者です。通勤をする方が同じ通勤をする方から迷惑をこうむっていると、そういう構図がほとんどでございますので、来街者、特に新宿のサラリーマン、OLの方々にお越しいただければうれしいなというのが事務局の期待でございます。

小川委員 当社で、うちの従業員だけではないんですけども、結構、歩きタバコをしていて、ポイ捨てまで多かったんです。そのために、初めは、今から10年ぐらい前はたばこの吸殻入れを道路の10メートルおきぐらいに設置しまして、やりましたらば、非常にポイ捨ては減ったんです。ところが、今度は歩きタバコそのものをやめようというときに、たばこの吸殻を入れるものがあるからいけない、とっちゃえという話もあって、それもやってみたんですけども結局だめです。結局、ポイ捨てをやめさせるというのは意外と設備を整えてやるとかしていくんですけども、歩きタバコをやめさせるというのは、先ほど議論ありましたけども、私もそのときに途方に暮れたのを覚えています。どういうふうにやったらいいのか、大変な課題だと思います。だから、要するに、そういうものをやっちゃいけないという気持ちを起こさせなきゃいけないんだと思うんです。だから、例えば自分の子供と手をつないで歩くときには、絶対に歩きタバコとかはやらないですよ。そういうところをどういうふうに意識づけるかの問題だと思うんです。先ほど議論したってしょうがないという話ですけども、そのときに、なかなか具体的な案が見つからないなという感じはしていました。今も一生懸命やっているんですけど、依然として歩きタバコを時々見受けます。私は注意しますけども、注意するのもみんな躊躇しちゃうんですね。私はたばこを吸わないですけども、やっぱりたばこを吸うのも自由だろうという気持ちもありますし、そこまでなかなか踏み込んで、人の心の問題に踏み込んで、倫理観の問題だと思うんですけども、なかなか言えないところもある。だから、なかなか今回の課題は重い課題だなというふうに思います。

甲斐野委員 私は発言しながら、たばこは吸うんです。歩きタバコはしないんですけど、やっぱり駅から出てきてどっかで吸いたいとは正直思うんです。だから、全然、喫煙所をゼロにす

ると、逆に歩きタバコがふえちゃうんじゃないかな。まあ、歩きタバコは確かに見えても、人間勝手なもので、吸わないときには危ないなと思います。火についたりそういう点があるんで、どこか合法的に、喫煙そのものは法律で禁止されていないんで、税金払って吸っているんですけど、やっぱり、かなりこのところは制限されて、歩けないから吸えないとか、どこ行っても吸うところがほとんど、ホテルに行ってもなくなっちゃっているとか、そういうので、多少やっぱり専門の、あるとすれば余り目立たないところとかそういうところに、どこかにほしいとは思っています。それを禁止するからポイ捨てや何かで、私なんかそれで矛盾しているんですけども、自分で近所を掃いているんです。そうすると、タバコの吸殻って結構目立って気になります。それで女房に「何でそれなのに、あんたタバコ吸うの」なんて言われるんですけど、やっぱり掃除しているときは、また自分の意志が弱いからタバコを吸っているんですけど、この歳になってやめても大して長生きもしないと思うんで、ちょっと矛盾している意見なんですけど、やっぱり吸うところが少しはほしいと思うんです。みんなそういうことは言えないから。吸う者にすると。以上です。

斉藤（源）委員 実は、我々のたばこの組合なんかでは携帯用灰皿を物すごく配っているんです。ところが、ゴミゼロデーとかそういうときに、私ども町会長として一緒に清掃していますと、すごく出る。特に、交差点の付近。やっぱり交差点は危ないということで比較的吸わないだろうと思うんです。それで拾ってみますと、メンソールたばこのポイ捨ても結構多いんです。半分ぐらい。ということは、女性が半分いるってことだと思うんです。そうすると、やっぱりそういうことなんです。だから男だけ、そういう形で、どっちかという、駅を下りて駅舎から出て、満員電車できて、それで一息って、こういう感じで会社に行くまでに吸う人は物すごく多いんじゃないかと思うんです。その辺のところを、駅下りたときぱっとだめという感じがあるかどうかとか、結構そういうのが効くんじゃないかなと思っているんです。

小川委員 たばこには「健康によくないので吸い過ぎに注意しましょう」とありますけど、あそこに「たばこは歩きながら吸うのはやめましょう」と書いてもらうといいかもしれません。

斉藤（源）委員 歩き出したところにね。

内村委員 たばこの話をしたらきりがありませんけど、鉄道事業者は非常にこのたばこの問題でずっと苦労してきたんです。最初、どこの駅でも吸えます、昔は区間によっては電車の中でも吸えたんです。それをもう10年、20年かけて、まず時間帯を設定して、この時間を吸えませぬ、そこから始まって、それからだんだん5年、10年かけて、じゃ、分煙にしましょう。分

煙が終わった段階で、じゃ、全面禁煙にしましょう。これは、非常にお客様と長いやり取りをしながらやっとここまで持ってこられた。ですから、やっぱりたばこというのは、なかなか嗜好でもありますけども、勝手に一事業者が吸えません、吸っちゃいけませんということもできませんし、ただ、やはり世の中の流れといいますか、やっぱり全体の人が不愉快に思うということについては直していかないといけない。そういう理解を求めながら進んでいくしかないんでして、そういう意味でやっぱり長時間、非常に時間がかかりますけども、やっぱり大変かもしれないですけど、知恵を出してやっていくしかないのかなというふうには思います。

斎藤（佳）委員 今、大人の人たちのタバコの話が出ていますけども、私たち学齢の子供たちに接している母親の存在、PTA関係では、もうずっと未成年のたばこの禁止にずっと取り組んできました。でも、未成年も吸うんですね。未成年の場合は、私たちは見かけたらすぐ注意するというような形をずっととってきていますけども、でも全然、もう減っているどころかふえているんじゃないかという感じがします。未成年の場合は隠しますから、本当に想像できないようなところに吸ったものを捨ててしまう。それも悩みの一つなんですけれども、今回いただいた資料の中に「仮称：新宿区歩きタバコ・フォーラム」というふうになっていますけども、その裏側に「歩きタバコをどう思う？」というテーマの中の一つの、これはこんなのもあるだろうということなんでしょうけれども、もうどう思うという段階ではないような気がするんです。だから、テーマも「歩きタバコ・フォーラム」というと、何か歩きタバコがいいか、悪いかから始まっちゃうような気がするので、ここを防止とか、禁止とか、何か言葉が入ってもいいかなというふうに思います。「歩きタバコ・フォーラム」ではなくて、歩きタバコ防止フォーラムとか、少しきつくなってもいいんじゃないかというふうに思うんです。

会長 そうですね。

近藤委員 こんな質問をしちゃおかしいかもしれないんですけど、このフォーラムでは一応、達成目標はどのぐらいのところにおいていらっしゃるんですか。

会長 それは一番大事なポイントだと思うんですけど、ずっと今まで報告書も出ているわけです。だから、報告書で出されたものが一応一つの結論なんです。今回は、その結論をもとに、今後どうやって問題に対処して実効性あるものにしていくのかという最終的な動きだと思うんです。きょうのお話でいっばいいうかがえるように、いろんな意見があるから、どの辺で、どういうポイントで、どういうふうに整理していくのか、そういうことですよ。全員が満足するとか、全員が同意するというのは絶対ないわけだから。その辺をどういうふうに皆さん方の意

見を調整しながら区民全体の結論をもって行って、今度、行動にもっていこうかと。最終的な話し合いの機会だというふうに私は認識していますが、どうですか。

環境保全課長 各自治体でいろんな取り組みをしておりますが、この問題は人の道德の問題でもありますので、なるべく大きく取り上げられて、東京都内、あるいは関東も含めて大きく報道されて、大勢の方が考えていただくような、そういう機会がなきゃだめだ、そういう考えを持っております。

そういう一つのきっかけになってもらいたいというところが1つと、新宿区の政策の最後の詰めといたしますか、応援をやってもらいたいというところが1つでございます。

会長 これもお話を伺いましたけど、よろしいですか。お話し合いをやっていると、ここがフォーラムになっちゃいますから。それでエンドレスになるというか、2時間やっても3時間やっても結論は出ないですから。いろんな意見があって、それをどういうふうに調整するのかという問題だと思うんです。

それから、冒頭に書いてありますように、平成9年に新宿区で条例を出してきたということなので、そのときにはまだ社会の動きというものは、庁内で禁止とかは余りなくて、同時並行的にそういう形が出てきたんですけど、今、ほとんど会社では中で吸えなくなっているとか、分煙になっているとか、いろいろ動きが変わってきているんです。だから、会社で吸えないから通りで吸うというのがみんな出てきて、社会が煙いっばいになっちゃったわけです。だから、そういった意味で、そういう社会の動きに合わせてどういうふうにするのか。参加の呼びかけの団体、たくさんしてもらおうというのもうんといいいことだと思うんです。さっきご質問あって事務局の方で同意されていましたが、今後よろしくお願ひしたいと思います。

甲斐野委員 警察親しいもので、警察官に聞いたら、おれたちが「ポイ捨て条例があるんだから、警察官は少なくとも、罰則は知らんけど、注意はするんだろう」と言ったら、「いや、1回もしたことない」と。署長に聞いてもだれに聞いてもそういう指導をしていないというんです。大変、区の行政と警察と、案外連絡がとれていないのかなと思います。取り締まればいいというものでもないけど、やっぱり警察官に注意されたら普通の人には注意するんじゃないかと思うんですけどね。

小川委員 そうですね。決まりを守ったら守らせないとだめですね。そういうのを見逃しちゃうから。

会長 警察以前の問題で。

甲斐野委員 千代田区は実際に取り締まっているんでしょう。何か区の人が歩いてやっていますね。何かえらい金がかかっているんだとかいって。

会長 じゃ、今後、フォーラムの状況等を環境審議会にご報告されて、また成り行きを見たいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

その他

会長 その他ということで、事務局でございましたらよろしくをお願いします。

環境保全課長 歩きタバコフォーラムについては今日ご参加の委員の方々もぜひお集まりいただければと考えております。

その他でございますが、今回、審議会の委員の任期が満了いたします。本年7月14日をもって、現在の審議会の委員の皆様の任期が満了となりますので、この任期の委員会は本日が最後になろうと考えてございます。

皆様におかれましては、これまで環境行政にご尽力いただきまして本当にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

会長 ということでそうでございます。

どうも、皆さん方におきましては、この審議会にいろいろご協力いただきましてありがとうございました。

では、今後の日程等をお願いいたします。

環境保全課長 次回の審議会の開催につきましては、委員の改選等もございますので、改めて文書で各委員にご通知させていただこうと考えてございます。

本日は以上でございます。

会長 どうも本日はご熱心にありがとうございました。お疲れさまでした。

これをもちまして審議회를終了といたします。

午後3時12分閉会